

- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成17年3月31日から道路の存続する日まで

熊本県告示第699号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系木山川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
木山川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
上益城郡益城町大字福原字壺丁田616番地先から上益城郡益城町大字福原字婦多ノ免928番2地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 益城町 代表者 益城町長 川崎義秀
益城町宮園702番
- 5 管理の内容
- (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成17年3月31日から道路の存続する日まで

熊本県告示第700号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系秋津川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
秋津川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
上益城郡益城町大字広崎字大友719番3地先から上益城郡益城町大字広崎字大友728番2地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 益城町 代表者 益城町長 川崎義秀
益城町宮園702番
- 5 管理の内容
- (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成17年3月31日から道路の存続する日まで

熊本県告示第701号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系秋津川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
秋津川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
上益城郡益城町大字宮園字居屋敷 491 番地先から上益城郡益城町大字安永字古川 433 番 3 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 益城町 代表者 益城町長 川崎義秀
益城町宮園 702 番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成17年3月31日から道路の存続する日まで

熊本県告示第702号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系秋津川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
秋津川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
上益城郡益城町大字宮園字居屋敷 386 番 3 地先から上益城郡益城町大字宮園字居屋敷 439 番 1 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 益城町 代表者 益城町長 川崎義秀
益城町宮園 702 番
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成17年3月31日から道路の存続する日まで

熊本県告示第703号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県上益城地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
一級河川緑川水系秋津川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
秋津川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
上益城郡益城町大字寺迫字竹之下 1054 番 1 地先から上益城郡益城町大字寺迫字竹之下

1038 番4地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 益城町 代表者 益城町長 川崎義秀
益城町宮園 702 番

5 管理の内容

- (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。

6 管理の期間

平成17年3月31日から道路の存続する日まで

熊本県告示第704号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により指定居宅介護支援事業所の変更の届出があった。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮谷義子

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
熊本市社会福祉事業団居宅介護支援事業所 熊本市花畑町4番1号	事業所の所在地	熊本市花畑町3番1号

熊本県告示第705号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮谷義子

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市社会福祉事業団 熊本市壺川二丁目3番85号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成17年4月1日

熊本県告示第706号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮谷義子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
熊本市社会福祉事業団 熊本市壺川二丁目3番85号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成17年4月1日

公 告

熊本県公告第419号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条、第51条第1項及び同条第2項の規定に基づき、平成17年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成17年5月25日

熊本県知事 潮谷義子

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は更新しようとする者。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。

- (1) 20歳に満たない者